

	<p>うように、交通誘導警備員の人員数を設定したのが原因である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後においては、発注者と請負者にて協議を行い、単価及び工事実施条件に合わせた適正な契約変更を行うこととする。</p>
監査対象所属	国土整備部 富士・東部建設事務所（本所）
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年5月12～13日、6月21日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 5件 (収入2、給与2、財産1) 1) 蔡入について、次のとおり収入未済があった。 ①道路使用料 過年度分 先数 1件 10,560円 ②工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 31,636円 2) 現金収納（コピー代）において、財務規則第45条に定める期限までに払込みがされていなものがあった。	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>①(2)は同一債務者であり、債務者が倒産したため、債権回収が不可能となっている。</p> <p>今後回収の見込みがなく、また平成29年9月をもって時効となるため、不納欠損を行う予定である。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>現金を収納した金額が2千円に達しないうちは、その取りまとめ期間を延長し、収納した日の最も古いものの収納日を1日目と計算して30日間分までの金額を取りまとめ、その後までに払い込むことができる。</p> <p>当所の現金収納は、コピー代のみであるが、業務多忙のため翌日に金融機関に収納することを失念してしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>指導を受けてからは、現金集計表を作成し、最も古い収納日からの日数及び金額を集計し、金額（2千円）及び30日間に近づく可能性がある場合は、速やかに金融機関への払込みを行い、再発防止に努める。</p> <p>また、担当者が不在の際にも確認できるよう、担当内で当該業務について情報共有を図る。</p> <p>3) 短期臨時職員の賃金の支給額算定において、勤務しない日と勤務しない時間で分けられ、支給額が不足していた。</p>
4) 平成27年度給与改定分の追給を職員に現金支給した際、給与支給明細書の写しに領収印を捺していないかった。	<p>今後より一層、臨時職員取扱要綱等の諸規程の研鑽に励み、事務処理ミスを防止する。</p> <p>4) (発生原因の検証結果)</p> <p>給与を現金支給した際には、給与支給明細書に領収印を捺さなければならないが、業務多忙により失念した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は、給与等口座振込依頼書をその都度確認し、事務所内の現金支給対象者を把握する。</p> <p>また、給与支給明細書の作成時に現金支給欄を確認し、現金支給がある場合には必ず領収印を捺し、適正な取扱いに努める。</p> <p>5) 取得用地に未登記のものがあった。</p> <p>過年度分 588筆</p>
5) 取得用地に未登記のものがあった。	<p>5) (今後の対応策等)</p> <p>未登記の主な原因の第一は、相続問題である。農地や山林は相続登記がされていないことが多い。用地買収で惹起した遺産分割協議がまともないため、所有権登記ができていない。</p> <p>第二は、公団の混乱によるものである。法務局にある古い「地籍測量図」は、実測をせず公図を参考に作成されているものが多く、現況と一致しない地図混亂の原因となる。改めて、境界確認の同意と再測量を行いう必要があるが、隣接土地所有者の同意が貰えないケースも多い。</p> <p>第三は、共有者多数によるものである。共有者の中には、外国に移住したり、追跡調査中に新たに相続発生により、共有者が更に増加する場合もあり、予想以上の時間を必要とする。</p> <p>平成3年度より、未登記処理を行う非常勤嘱託職員1名を配置し、未登記原因の調査と解消を行っている。また、新たに用地買収を進めるに当たり、未登記土地の地権者やその相続人であった場合には、用地交渉と併せて未登記の解消を行っている。</p> <p>平成2・3年度からは、「過年度未登記処理方針」に基づき、実態を踏まえた過年度未登記の再調査を実施し、「登記可能」「登記保留」「登記除外」に分類し、登記可能と分類されたものに集中して、未登記解消に取り組んでいる。</p> <p>再調査においては、必要に応じて（社）公共団体登記士地盤調査士協会及び（社）公共団体登記士法書士協会に調査委託し、意見を聴取している。</p> <p>平成28年度（平成28年11月末時点）は、25件の協力依頼を行い、7件の未登記</p>

を解消した。  
今後も引き続き、過年度未登記処理方針に基づき、未登記案件の解消を図っていく。

監査対象所属	県土整備部 富士・東部建設事務所（吉田支所）
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年5月16～18日、6月24日

#### 監査の結果

##### 講じた措置

#### (指導事項) 2件(収入1、財産1)

1) 現金収納(コピー代)において、財務規則第45条に定める期限までに払込みがされていないものがあった。

金の収納が、複数職員により行われており、職員間での相互確認の不足により、収納した現金の残高について正確な把握を行えなかつたことが原因と考えられる。

(今後の対応策等)

今回の指摘を受け、即座に当該事務に関する職員間で運用規定に関する再確認を行つた。

また、現金を収納した際は、残高を文書提供整理簿に集計欄を設け記載し現在額を確認することで確実な対応を行うこととした。

2) 取得用地に未登記のものがあった。

過年度分 213筆  
平成27年度分 7筆  
合計 220筆

監査対象所属

出納局 会計課

監査対象期間

平成27年度

監査実施日

平成28年6月28～29日、7月26日

#### 監査の結果

##### 講じた措置

#### (指導事項) 1件(その他1)

1) 物品に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する不適切な事務処理が多數あった。

指導事項 8件(物品3、工事1、その他4)

①郵便切手について、郵便切手類受払簿の受高及び払高に記載されていないものが多數あった。

(今後の対応策等)

郵便切手類受払簿の修正を行つた。

今後は、購入した切手について、直ちに受払簿に記載を行い、複数で確認するなどチェック体制を強化することで、受払簿の記載漏れ防止に努める。

②塙川事務所内の物品を、市において放課後児童クラブの用に供するため貸付ける理解(特に手計算による場合の現金支給)が不十分であった。

具体的には、計算による場合でも、通常の給与と同様に当該職員の口座に振り込まれるものと勘違いをしていた。

監査対象所属	企業局 総務課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月28～29日、7月26日

#### 監査の結果

##### 講じた措置

#### (指導事項) 1件(その他1)

1) 給与資金前渡職員口座(普通預金)の状況を、利息が発生する8月、2月の2回しか確認していなかった。例月給与において現金支給の職員がい場合であっても、給与支給日に通帳の記帳を行つては、仮に制度理解が不十分であつたとしても、支給すべき給与が口座に滞留するといった事態を避けることはできたと考える。

(今後の対応策等)

①総務事務担当者に対する「給与関係事務処理要綱」の周知。

②平成28年4月から、「給与資金前渡職員口座確認表」を作成している。これは、担当者が毎月の給与支給日にATMにより通帳の残高確認を行い、その結果を課長補佐が確認し、それぞれが押印するもの。これにより、通帳の残高を給与支給日に2人の職員が確認を行つことになり、今回のような事態の発生を防ぐことができると考えている。

監査対象所属	企業局 総務課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年8月4日、9月2日

#### 監査の結果

##### 講じた措置

#### (指導事項) 1件(給与1)

1) (発生原因の検証結果)  
①制度の理解不足  
給与関係の事務処理は、「給与関係事務処理要綱」(平成19年4月、人事課)により取り扱うことになっているが、その要綱に対する理解(特に手計算による場合の現金支給)が不十分であった。

具体的には、計算による場合でも、通常の給与と同様に当該職員の口座に振り込まれるものと勘違いをしていていた。

②塙川事務所内の物品を、市において放課後児童クラブの用に供するため貸付ける理解(特に手計算による場合の現金支給)が不十分であった。

具体的には、計算による場合でも、通常の給与と同様に当該職員の口座に振り込まれるものと勘違いをしていていた。

<p>平成28年度の貸付けについては、指摘を踏まえて、7月1日付で物品貸付調書を整備した。</p> <p>今後は、普通財産の貸付関係の書類に事務処理手順を記載した事務処理メモを作成し綴つておくとともに、引継ぎ等の際にも確実に引き継ぐ。</p> <p>③(発生原因の検証結果)</p> <p>企業局財務規程第76条に規定されている貯蔵品庫出伝票(第44号様式の2)の作成について、制度の理解が十分でなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>貯蔵品庫出伝票を起票及び整備した。</p> <p>今後は、貯蔵品の管理に関する書類の綴りに、事務処理手順を記載した事務処理メモを作成し綴つておくとともに、振替伝票の証拠書類として貯蔵品庫出伝票の写しを添付することとし、引継ぎ等の際にも確実に引き継ぐ。</p> <p>④(発生原因の検証結果)</p> <p>「公共工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表要領」に基づく公表の事務処理について、制度及び手続の理解が十分でなく、山梨県の有資格者名簿に登載されていない業者と契約締結をする場合は、公共事業総合管理システムによる処理ができず、また、当該要領による公表の対象外であると誤解していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>指摘のあった工事については、事後的に、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスにより公表を行った。</p> <p>今後は、引継書及び起案書類等に当該要領に基づく公開手順を綴つて残しておくことにより、他の職員が担当することになってしまふの事務処理が必要であることが分かるようにしておく。</p> <p>⑤(発生原因の検証結果)</p> <p>引当金に係る会計処理について、制度の理解が十分でなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>指摘のあった特別修繕引当金については、利潤負債の特別修繕引当金に計上したままとなっていた。</p> <p>⑥(発生原因の検証結果)</p> <p>引当金について、流動負債の退職給付引当金に計上すべきところを固定負債の退職</p>																					
<p>給付引当金に計上していた。</p> <p>⑦(平成28年度未退職者の分の退職給付引当金について、未払人件費に計上すべきところを流动負債の退職給付引当金に計上していた。)</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>決算處理で振替伝票を作成し、決算も受け取ったが、財務会計システムに決裁登録の入力をしていかなかったため、決算書に反映されていなかった。原因は見落としだある。</p> <p>⑧(発生原因の検証結果)</p> <p>決算處理で振替伝票を作成し、決算も受け取ったが、財務会計システムに決裁登録の入力をしていかなかったため、決算書に反映されていなかった。原因は見落としだある。</p> <p>平成28年度決算時に振替処理を行う。</p> <p>今後は、伝票を綴る際に、システムへの決算登録漏れが無いか必ずチェックする。また、システムの伝票検索で伝票状態を定期的にチェックし、システム上の未決裁の有無を確認する。</p> <p>監査対象所属 企業局 電気課</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>監査対象期間 平成27年度</th> <th>監査実施日 平成28年6月28～29日、7月26日</th> <th>監査の結果 講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(指導事項) 1件 (給与1)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1) JR使用による旅行において、往復同一区間でかつ片道60.1km以上の乗車料に対し、往復割引の適用をしていないものが2件あった。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1) (発生原因の検証結果)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">JR利用による、片道の営業キロ数が60.1km以上の区間の乗車券を同時購入すると適用される往復割引制度について、担当職員の理解が不十分であり誤りが生じてしまった。また、所属内チェックも不十分であった。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(今後の対応策等)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">速やかに適正な旅費に改め、過払いとなつた旅費について、該当者から返還を受けた。また、今回の指導を受け、旅費支給に係るマニュアルなどを参考に、旅費制度及びその取扱いについて、担当者をはじめ各職員へ再度周知徹底をするとともに、割引制度の適用の可否や、合理的経路であるか等、注意すべき確認項目についてチェック体制の強化を図り、再発防止に努めている。</td> </tr> </tbody> </table>	監査対象期間 平成27年度	監査実施日 平成28年6月28～29日、7月26日	監査の結果 講じた措置	(指導事項) 1件 (給与1)			1) JR使用による旅行において、往復同一区間でかつ片道60.1km以上の乗車料に対し、往復割引の適用をしていないものが2件あった。			1) (発生原因の検証結果)			JR利用による、片道の営業キロ数が60.1km以上の区間の乗車券を同時購入すると適用される往復割引制度について、担当職員の理解が不十分であり誤りが生じてしまった。また、所属内チェックも不十分であった。			(今後の対応策等)			速やかに適正な旅費に改め、過払いとなつた旅費について、該当者から返還を受けた。また、今回の指導を受け、旅費支給に係るマニュアルなどを参考に、旅費制度及びその取扱いについて、担当者をはじめ各職員へ再度周知徹底をするとともに、割引制度の適用の可否や、合理的経路であるか等、注意すべき確認項目についてチェック体制の強化を図り、再発防止に努めている。		
監査対象期間 平成27年度	監査実施日 平成28年6月28～29日、7月26日	監査の結果 講じた措置																			
(指導事項) 1件 (給与1)																					
1) JR使用による旅行において、往復同一区間でかつ片道60.1km以上の乗車料に対し、往復割引の適用をしていないものが2件あった。																					
1) (発生原因の検証結果)																					
JR利用による、片道の営業キロ数が60.1km以上の区間の乗車券を同時購入すると適用される往復割引制度について、担当職員の理解が不十分であり誤りが生じてしまった。また、所属内チェックも不十分であった。																					
(今後の対応策等)																					
速やかに適正な旅費に改め、過払いとなつた旅費について、該当者から返還を受けた。また、今回の指導を受け、旅費支給に係るマニュアルなどを参考に、旅費制度及びその取扱いについて、担当者をはじめ各職員へ再度周知徹底をするとともに、割引制度の適用の可否や、合理的経路であるか等、注意すべき確認項目についてチェック体制の強化を図り、再発防止に努めている。																					

監査対象所属	企業局 発電総合制御所	合計 先数 37件 17,744,346円
監査対象期間	平成27年度	未収金を徵収した。 今後も継続して未収金の回収に努める。
監査実施日	平成28年5月19日、6月20日	2) 予定価格調書において、入札書比較価格は記入してあったが、契約担当者が予定価格を記入していなかった。また、附請負額に誤りがあった。
監査の結果	講じた措置	委託業者については、入札書比較価格により決定されるため、担当者の予定価格や附請負額に対するチェックが不十分だったと考えられる。
(指導事項) 1件(工事1)		(今後の対応策等) 予定価格を記入するとともに附請負額の訂正を行った。今後は複数担当者によるチェックを行い再発防止に努める。
について、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスにて公表されていなかつた。		
監査対象所属	企業局 早川水系発電管理事務所	
監査対象期間	平成27年度	
監査実施日	平成28年5月31日、7月1日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 1件(財産1)		
1) 電柱添架に関する基本契約書に基づき、使用区間毎に借受財産に係る個別契約を締結しているが、個別契約書の締結日が契約期間の初日より後の日付となっているものがあつた。	1) (発生原因の検証結果) 電柱添架本数等に現状との差異があつたことから、NTT東日本と現状確認等の手続にては部局等幹事課の事務課長補佐以外の職員が資金前渡職員に指定されていた。	1) (発生原因の検証結果) 社会活動費の資金前渡職員は、本庁においては部局等幹事課の事務課長補佐とすることになっているが、事務課長補佐以外の職員が資金前渡職員に指定されていた。
(今後の対応策等)	今後は、現状に変更が生じた時点でその都度内容を確認し、適切な処理を行う。	(今後の対応策等) (今後の対応策等) (今後の対応策等)
監査対象所属	企業局 石和温泉管理事務所	
監査対象期間	平成27年度	
監査実施日	平成28年5月20日、6月22日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 2件(収入1、契約1)		
1) 収入について、次のとおり収入未溝があること、温泉供給収益収入	1) (今後の対応策等) 未納者に対しては、督促・催告・訪問等すつ。温泉供給収益収入	1) (今後の対応策等) 未納者に対しては、督促・催告・訪問等することにより、未収金の徴収を行った結果、平成28年1月末日時点での過年度分が平成28年1月末日時点での過年度分が
過年度分 13,402,198円	31,458円、平成27年度分が2,690,034円の	3) 平成27年9月に購入した郵便切手について、財務規則第243条に定める郵便切手類受払簿に記載されていなかつた。
平成27年度分 4,342,148円		3) (発生原因の検証結果) 国からの委託事業に使用するための郵便切手の購入(受入)であること、また、払出しもすぐに行うことから、受払簿の記載が不要と認めていた。
		(今後の対応策等) 郵便切手類の受け入れ、払出しの際は必ず受払簿に記載することを徹底するとともに、財務規則、関係通知等を確認の上事務処理を行うよう職員に周知徹底する。

監査対象所属	教育庁 総務課	合計 先数 37件 17,744,346円
監査対象期間	平成27年度	未収金を徵収した。 今後も継続して未収金の回収に努める。
監査実施日	平成28年7月13日、8月22日	2) (発生原因の検証結果) 当該職員の年末調整の還付金の還付方法が現金還付であることを見落としていたとともに、還付日に給与資金前渡職員口座の入出金状況を確認していなかつた。
監査の結果	講じた措置	関係課長補佐に変更した。今後は、財務規則、関係通知等に則り、適正な事務処理に努める。
(指導事項) 3件(支出1、給与1、物品1)		
1) 社会活動費の資金前渡職員は、本庁においては部局等幹事課の事務課長補佐とすることになっているが、事務課長補佐以外の職員が資金前渡職員に指定されていた。	1) (発生原因の検証結果) 資金前渡職員を事務課長補佐以外の者でも良いと誤認していた。	1) (発生原因の検証結果) 資金前渡職員を事務課長補佐以外の者でも良いと誤認していた。
(今後の対応策等)	(今後の対応策等)	(今後の対応策等)
2) 平成27年分の年末調整に係る所得税還付金が給与資金前渡口座に滞留し、支給が遅延していた。	2) (発生原因の検証結果) 当該職員の年末調整の還付金の還付方法が現金還付であることを見落としていたとともに、還付日に給与資金前渡職員口座の入出金状況を確認していなかつた。	2) (発生原因の検証結果) 当該職員の年末調整の還付金の還付方法が現金還付であることを見落としていたとともに、還付日に給与資金前渡職員口座の入出金状況を確認していなかつた。
3) 平成27年9月に購入した郵便切手について、財務規則第243条に定める郵便切手類受払簿に記載されていなかつた。	3) (発生原因の検証結果) 国からの委託事業に使用するための郵便切手の購入(受入)であること、また、払出しもすぐに行うことから、受払簿の記載が不要と認めていた。	3) (発生原因の検証結果) 国からの委託事業に使用するための郵便切手の購入(受入)であること、また、払出しもすぐに行うことから、受払簿の記載が不要と認めていた。
(今後の対応策等)	(今後の対応策等)	(今後の対応策等)

監査対象所属	教育厅 福利給与課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月1日、8月22日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件(契約1)	1) 教職員の「元気回復事業」及び「健康管理推進事業」の業務委託契約において、委託料を全額前金払いしていたが、業務完了後、契約に基づいて提出された委託業務完了報告書の検査確認について、財務規則第122条に定める検査調書の作成等が行われていなかった。
監査対象所属	教育厅 学校施設課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月1日、8月22日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件(収入1)	1) 平成27年度普通財産土地貸付料のうち、旧桂高校文化創造館敷地内の電気通信線路設備(支線1条)の設置を目的とした貸付けについて、調定が遅延していた。
監査対象所属	教育厅 義務教育課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月6日、8月22日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件(収入1)	1) (発生原因の検証結果) 本来、年度当初に行うべき調定を認識不足により失念しており、調定が遅延してしまった。 (今後の対応策等) 今後はこのようなことがないよう、一層留意して年度当初に調定を行うよう徹底するとともに、年度当初に調定事務が行われているか担当者以外の職員によるチェックを行い再発防止に努める。

監査対象所属	教育厅 高校教育課(新しい学校づくり推進室)
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月6日、8月22日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 6件(収入4、支出1、財産1)	1) (発生原因の検証結果) ① 教育奨励資金貸付金償還金 過年度分 13,082,400円 平成27年度分 446,800円 合計 先数 46件 13,539,200円 ② 地域改善対策高等学校等奨学資金返還金 過年度分 19,367,729円 平成27年度分 437,466円 合計 先数 30件 19,835,195円 ③ 定時制課程等修学奨励金返還金 過年度分 先数 8件 713,000円
<b>(指導事項)</b> 1件(収入1)	1) (正紙購入等代行事務について、次のとおり不備があった) ① 現金等を受領したときは、金額、現金等送付者の氏名を直ちに補助者等が確認し、処理簿の金額等確認欄に押印するところされているが、直ちに行われていないものがあった。 ② 記録の購入が、現金等を受領した日又はその翌日までに行われていないものがあ
監査対象所属	教育厅 義務教育課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月11日、8月22日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件(収入1)	1) (発生原因の検証結果) ① 「収入証紙条例施行規則の取扱いについて」の一部改正通知の趣旨が徹底されていなかったため、補助者等の確認及び処理簿への押印に遅れが生じた。 ② 「収入証紙条例施行規則の取扱いについて」の一部改正通知の趣旨が徹底されていなかったため、現金等を受領後に収入証紙の購入に遅れが生じた。

③ 「収入証紙条例施行規則の取扱いについて」の一部改正通知において示された様式で、「収入証紙条例施行規則の取扱いについて」の一部改正通知において示された様式と異なる様式が使用されていた。また、月計と累計が記載されていなかった。
(今後の対応策等) ① 「収入証紙条例施行規則の取扱いについて」の一部改正通知の趣旨を徹底し、代行事務担当者は、現金等を受領した際には、申請内容等の確認を行い、補助者等の確認を速やかに受けたとともに、処理簿に還済なく記載するなどして、再発防止に努めることとする。 ② 代行事務担当者は、現金等受領後、補助者等の確認を受け還済なく収入証紙を購入し、再発防止に努める。
③ 「収入証紙条例施行規則の取扱いについて」の一部改正通知において示された様式を使用するとともに、月計・累計欄の記載についても忘れずに行い、再発防止に努める。
① 「収入証紙条例施行規則の取扱いについて」の一部改正通知において示された様式を使用するとともに、月計・累計欄の記載についても忘れずに行い、再発防止に努める。
② 代行事務担当者は、現金等受領後、補助者等の確認を受け還済なく収入証紙を購入し、再発防止に努める。

消を目指していく。

&lt;。

2) 地域改善対策高等学校等奨学資金について、奨学資金借用証書未提出のものが34件、56,071,496円あった。

3) 教育援助資金貸付金の台帳に記載されている債権のうち2件について、貸付けを確認できる書類が保存されておらず、そのうち1件の調定がされていなかった。

4) 収入未済に係る延滞債権管理簿の金額に誤りのあるものがあった。また、平成27年度中に行われた交渉経緯等が記載されていないものがあった。

5) 交通被災遭見助學奨励費補助金及び育英奨学金運営費補助金のいれい入において、財務規則第51条に規定するれい入金納入通知書の納期限が、れい入の決定の日から25日以内となっていなかった。

6) 借受財産（建物敷用地）について、借受料の改定があつたが、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていなかつた。

2) (今後の対応策等)

地域改善対策高等学校等奨学資金については、奨学資金借用証書が提出されていない者に対して、借用証書を提出するよう催促しているところであり、今後も借用証書について、交渉などにより提出を促していく方針である。

(指導事項) 2件 (収入1、支出1)

1) 山梨ことぶき勤学院学習費（過年度分）に710,000円の収入未済があつた。

2) 教育援助資金貸付金の台帳を作成し使用した過去のデータを全て拾い出すなどして、当該2名分の債権の情報について検索しているところである。他の2つの奨学金関係の過去のデータも含めて、当該貸付けが確認できる資料等がないか調査を進めているところであるが、未だに内容確認ができるない状況である。今後も引き続き、保存書類や保存データの調査等を一層進め、未収金回収のための調定手続ができるよう努めていく。

3) (今後の対応策等)

4) 収入未済に係る延滞債権管理簿の金額に誤り (発生原因の検証結果)

5) 収入未済からの転記ミスである。また、平成27年度中に行われた交渉経緯等が記載されていないものについては、復命書・口頭受理等の記録は残したもの、管理簿への転記を行っていないものである。(今後の対応策等)

6) 転記については、処理件数が多いなか、転記後の確認をしっかりと再発防止に努めていく。交渉記録については、相手と話ができるなった場合についても、交渉記録として通話の日時等を記録する。

7) (発生原因の検証結果)

8) 出納整理期間中に行った額の確定に伴うれい入同いの納期限を、誤って出納整理期間の末まで指定したものである。(今後の対応策等)

9) 財務規則に則り、適正な事務処理を心がけ、再発防止に努めていく。

10) (発生原因の検証結果)

11) 借受料の改定時に山梨県公有財産事務取扱規則第54条第2項に基づく報告書の作成を把握していなかつたため。(今後の対応策等)

監査対象所属	議会事務局
監査実施期間	平成27年度
監査実施日	平成28年8月2~3日、9月2日
監査の結果	講じた措置

(指導事項) 2件 (支出1、物品1)	議長の社会活動費は、年度開始直後に資金前渡により支出をする必要があり、旧年度中
1) 社会活動費の資金前渡職員は、本庁においては部局等幹事課の事務課長補佐とすることになっているが、事務課長補佐以外の職員が資金前渡職員に指定されていた。	1) 社会活動費の資金前渡職員は、本庁においては部局等幹事課の事務課長補佐とすることになっているが、事務課長補佐以外の職員が資金前渡職員に指定されていた。

	<p>ある。 社会活動費は、総務課秘書担当で執行をし ており、正規職員 2名体制であるため、毎年 課長補佐かそれ以外の職員のいすれかが定期 人事異動の対象となる。</p> <p>このため、年度末の支出準備の際、課長補 佐が異動する年度については、異動対象では ない職員を資金前渡職員に指定し、支出を行 った。</p> <p>これは、旧年度中の支出事務を行うに當た り、内示があるものの、異動前の職員を、あ たかも現任議会事務局職員として資金前渡職 員に指定することに抵抗があつたことが差端 であると考えられ、この抵抗感が、「社会活 動費執行基準」どおりの処理を行う、「いざ考 えに勝つてしまっていため、課長補佐とそ れ以外の職員とを年度毎交互に指定すること が引き継がれてきた。</p> <p>(今後の対応策等)</p>
	<p>2) 財務規則第 151 条関係運用通知に基づ く備品（図書）の現品確認について、物品 出納員への報告はされていたが、帳簿に登 載されているものと現物との照合が行われ ていなかつた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>一度に約 2 万冊ある蔵書の現品突合作業を 手作業で実施することは非常に困難であるた め、図書分類ごとに実施することとした。</p>

	<p>②放置違反金に係る延滞金 平成27年度分 先数 2,500円</p> <p>2) 解剖に係る業務委託において、平成 26 年度を契約期間として依頼したものが、平 成 27 年度契約分に含めて精算され、支払 われていた。</p> <p>3) 電気料金と電気通信料金の公共料金資金 前渡口座からの振替目的とした支出命令 において、電気料金の支出命令が遅れたた め、先に入金されていた電気通信料金から 振替されていた。</p>	<p>の状況及び所内調査等を実施し、未収金の早 期回収に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 支払事務に対する理解不足とチェックが不 十分であったため。 (今後の対応策等)</p> <p>当該業務の特殊性に鑑みて、関係機関と調 整を行い、契約内容の見直しの検討、検査終 了までにかかる日数等を十分に精査した上で の検査依頼を行うとともに履行の進捗状況の 管理を徹底する。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 振替日の確認が不十分であったことから、 資金前渡口座への入金が遅延したため。 (今後の対応策等)</p> <p>自動口座振替による事務手続について、関 係職員に周知徹底を図るとともにチェック体 制を強化し、再発防止に努める。</p>
	<p>(指導事項) 3 件 (収入 1、支出 1、重点 1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があ つた。 ①放置違反金 過年度分 55,000円 平成27年度分 30,000円 合計 先数 6件 85,000円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 継続的に滞納処分を視野に入れた所在調 査、電話、臨戸等を行い徵収に努めた結果、 放置違反金 1 件 15,000 円が納付された（平成 28 年 1 月末時点）。</p> <p>今後も引き続き、債務者への催告、財産等</p>

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番